

厚岸町議会 第1回定例会

平成27年3月12日

午前10時00分開会

- 議長（音喜多議員） ただいまから、平成27年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。
- 議長（音喜多議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、南谷議員、10番、谷口議員を指名いたします。
- 議長（音喜多議員） 条例審査特別委員会開会のため、本会議を休憩いたします。

午前10時00分休憩

午後1時00分再開

- 議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。
ただいま、理事者側から議案第35号厚岸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についての事件の訂正請求書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程として、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、事件の訂正請求書を日程に追加し、追加日程とし、直ちに議題といたします。
訂正理由の説明を求めます。
副町長。
- 副町長（大沼副町長） 訂正理由の説明をさせていただきたいと存じます。
議案第35号 厚岸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、条文を精査したところ、訂正請求書の2枚目になりますが、第5条の次に第6条として委任規定を追加させていただきたいと存じます。第6条、この条例に定めるもののほか必要な事項は規則で定めるといふ条文中でございます。
大変時間を費やし、申しわけございません。よろしくお取り計らいいただきたいと思いますと存

じます。

- 議長（音喜多議員） お諮りいたします。
事件の訂正請求を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、事件の訂正請求を承認することに決定いたしました。
よって、直ちに条例審査特別委員会に送付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本訂正請求については、直ちに条例審査特別委員会に送付いたします。
- 議長（音喜多議員） 条例審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午後 1 時02分休憩

午後 3 時50分再開

- 議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。
日程第 2、議案第33号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第34号 厚岸町教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について、議案第35号 厚岸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、議案第36号 厚岸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第37号 厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第38号 厚岸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第39号 厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてまで、以上 7 件を再び議題といたします。
議案第33号ほか 6 件の審査については、条例審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。
委員長からの報告を認めます。
佐藤委員長。

- 佐藤委員長 条例審査特別委員会に付託をされました議案第33号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてほか6件の審査につきましては、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（音喜多議員） 初めに、議案第33号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 厚岸町教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 厚岸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 厚岸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制

定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 厚岸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（音喜多議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。

午後 3 時59分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 7 年 3 月 1 2 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員